

「第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」(案)」に対する  
パブリックコメント(意見公募)手続の実施結果について

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 案 件 名   | 第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」(案) |
| 募 集 期 間 | 令和8年(2026年)1月6日(火)～2月4日(水)           |
| 担 当 課   | 財務部公共施設マネジメント室                       |
| 意見提出者数  | 個人2人(4件)                             |

○「第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」(案)」に対する意見の概要と市の考え方

※意見の概要については、原文を要約および分割して載せています。

| No. | 意見の概要   | 市の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>本庁舎は、人口減少やIT化により、市役所の組織が縮小し、職員数が減少した場合に、1つの大きな建物でなく数棟の建物に分散が可能になるのであれば、民間の建物を数箇所借りて、議会も市民会館のホールを利用することなど考える必要があるのではないかと。</p>   | <p>本庁舎については、施設の老朽化が進んでいるほか、業務の多様化などにより執務スペースを十分に確保することが難しい状況となっておりますが、当面の間は、計画的な補修を行うことで長寿命化を図りながら、現施設を有効活用し、適切な執務スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。</p>  |
| 2   | <p><b>【(仮称)総合ミュージアム】</b></p> <p>① 博物館や文学館などの対象施設の合計面積を超える建物となる可能性があることや、一般的な博物館は、地震を考慮した低層建物であるため、広い西小・中学校跡地を確保しておく必要があるのではないかと。</p> <p>また、西小・中学校跡地に考えられている道営住宅の建設計画は、(仮称)総合ミュージアムの実現の可能性、建設地や規模の検討などの結論が出るまで保留にしたほうが良いのではないかと。</p> <p>② 函館在住の生徒が100人程度の単位で利用できることや、一緒に昼食が食べられるスペースを設けることにより、函館に関心を持ってもらう施設にするとともに、同世代のみならず各世代共通の話題が持てる場所であってほしい。</p> | <p>総合ミュージアムについては、「函館市(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方への意見に関する検討会議」において議論を重ね、令和7年(2025年)3月に取りまとめを完了したところであります。</p> <p>この基本的な考え方におきまして、整備時期につきましては、市の中長期的な財政状況を見極めたうえで判断するものとしたところであります。整備実現には、一定程度時間を要するものと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、具体的な整備を検討するにあたり、参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要   | 市の考え方   |
|-----|---|---|
| 3   | <p><b>【東部地域の地域会館等】</b></p> <p>① 評価区分B（売却または解体）に分類されている1990年代に建築された比較的新しい施設は、建物付きでの売却や民間活用の可能性を慎重に検討する余地があり、民間投資や人口動態の条件が市街地と大きく異なる地域においては、建物の現状価値や立地条件を踏まえた売却手法を積極的に検討すべきと考える。</p> <p>また、売却にあたっては、鑑定評価を基準としつつ、地域貢献や一定期間の転売防止などの条件を付した民間への売却を検討することが施設の長期放置を防ぎ、市の財政負担軽減と地域活性化に繋がると考える。</p> <p>一方で、地域町会等への譲渡については、将来的に市へ再度負担が戻る可能性もあるため、活用の持続性や責任の所在を十分に検討したうえで慎重に判断すべき。</p> <p>今後、「売却」または「解体」と判断される施設については、その判断基準や検討経過、活用の可能性を見極めたうえでの結論であることが市民にも分かるよう、方向性と一定のスケジュール感を明確に示していただくほか、東部地域においては、「当面維持」という判断が結果として長期的な未利用状態を招かないよう、地域特性を踏まえた具体的な整理を求める。</p> <p>② 固定的な施設の維持が困難なため、装置やマンパワーなどに依存せざるを得ないのだろうか。</p> | <p>用途廃止した公共施設の建物および土地については、市として公用・公共用での利活用を行わないと判断した場合、売却を行っていくことを基本とし、売却にあたっては、原則、不動産鑑定士に不動産鑑定評価を依頼し、その不動産鑑定評価額を基準として売却予定価格を設定することとしております。</p> <p>また、「B 売却（または解体）」などの評価区分につきましては、各施設について、P2・P3に記載の評価方法に基づき定めるところであります。</p> <p>なお、地域会館については、地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に各会館を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めており、指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体することとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、売却等を検討するにあたり、参考とさせていただきます。</p> |
| 4   | <p>南北海道教育センターは、住宅地に囲まれ奥まった位置にあり、小学校や大型ショッピングセンターも近いことから、より使い勝手の良い場所に移転し、低層公営住宅の用地に変更してはどうか。</p>   | <p>いただいたご意見につきましては、今後、統廃合・複合化を検討するにあたり、参考とさせていただきます。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| 意見等を考慮した結果の修正案 | 意見による修正はありません。   |
| 結果の配布場所        | 財務部公共施設マネジメント室（市役所本庁舎5階）   |
| お問い合わせ先        | 財務部公共施設マネジメント室<br>TEL：0138-21-3955 FAX：0138-21-3510<br>E-mail：management@city.hakodate.hokkaido.jp |